

米欧独占禁止法 (反トラスト法・EC (EU) 競争法) (1/2)

長 縄 友 明

本稿の目的は多数のケースに言及して次のことを明らかにすることである：

1. 独占禁止法は規制内容、その域外適用性、制裁手法から見て、ナショナル・ルールではなく、グローバル・ルールであることを、日・米・欧のインテルのCPUケースと、同じく日・米・欧のマリンホース・ケースを分析して、明らかにすること。
2. 米国独占禁止法（反トラスト法）のもとでは、カルテル・共謀のケースは例外なく司法省によって刑事罰のケースとなり、加えて連邦取引委員会が司法省と分担調整の上、結合事件も含め差止請求ケースとして提起すること。さらに州司法長官が連邦反トラスト法の直接被害者と間接被害者のために損害賠償請求訴訟を提起することもあるが、司法省と連邦取引委員会のケースが提起されるとその決着を待つことなく必ず3倍損害賠償請求の私訴が雨後のたけのこのように提起されること。
3. EC競争法のもとでは、欧州委員会が実質的な執行機関であったが、EUの拡大にあわせた施行改革法を立法し、加盟国競争法当局にも施行を促し、欧州委員会は大型カルテルケースと結合ケースに注力しようとしていること。そして大型制裁金を可能にする制裁金の算定基準を導入し、あわせて制裁金の減免告知によって自主申告を促すことによって大型カルテル事件を次々と摘発していること。更に、現在は制裁金の賦課で終結しているケースの被害者による損害賠償請求の私訴を促し制度化する取組みが進行中であること。

目 次

第1節 グローバル・ルールである独占禁止法

第2節 反トラスト法

I 立法略史

II 規制内容とガイドライン

1. シャーマン法1条
2. シャーマン法2条
3. クレイトン法2条
4. クレイトン法3条
5. クレイトン法7条と7A条

III 執行機関と手続と制裁

1. 司法省反トラスト局 (①調査, ②刑事訴追, ③利益または損害に基づく代替罰金, ④連邦量刑ガイドライン, ⑤司法省の法人・個人減刑方針, ⑥刑事事件とシャーマン法の域外適用, ⑦民事事件)

2. 連邦取引委員会 (FTC) (①調査, ②審判開始決定, ③インテル事件における同意審決と排除措置命令・同意命令)
3. 州司法長官 (①(州の直接被害者のための)父権者訴訟, ②(州の間接被害者のための)損害賠償請求訴訟)

IV 私訴

1. 差止請求訴訟
2. 損害賠償請求訴訟
3. 刑事事件と「一応証明力のある事件」
4. 証拠調べ
5. 日本企業の2つの最高裁事件
6. 集団訴訟

(以下, 61巻4号 319号)

第3節 EC (EU) 競争法

I 立法略史

1. EC 条約3条
2. 競争法規定の EC 条約81~89条 (改正欧州連合 (EU) 条約=リスボン条約101~109条)
3. EC 条約81条と免責規則
4. EC 条約82条
5. 結合規制規則の制定
6. EU の拡大と競争法施行の改革: 理事会規則 1/2003
7. 欧州委員会規則773/2004

II 規制内容

1. 81条 (1) (競争制限協定の禁止)
2. 水平的協定と適用免除規則とガイドライン
3. 垂直的協定と免除規則とガイドライン
4. 82条 (支配的地位の濫用の禁止)
5. 結合規制

III 執行機関

1. 欧州委員会 (①カルテル規制, ②結合規制)
2. 加盟国競争法当局と裁判所
3. 欧州第一審裁判所と欧州司法裁判所

IV 欧州委員会の制裁金

1. 制裁金の算定についての指針
2. 制裁金の減免についての告知

V 私訴

1. 損害賠償請求訴訟の新しい仕組み作り
2. 欧州委員会は, 損害賠償請求訴訟を推奨

第1節 グローバル・ルールである独占禁止法

独占禁止法 (独禁法) はナショナル・ルールやローカル・ルールではなく, グローバル・ルールである。この事実を雄弁に語る最近のケースが二つある。一つは日・米・欧のイ

インテルのCPU ケースであり、もう一つは日・米・欧のマリンホース・ケースである。

インテルケースは、CPU 市場で圧倒的な占有率をもつ同社がパソコンメーカーに他社のCPU を採用しないように圧力をかけ、市場競争を排除したというものである。日本の公正取引委員会（公取委）は、2005年3月、インテル日本法人に、（排除型）私的独占行為に当たるとして排除勧告¹⁾をだし、その後同社は4月に勧告を受け入れた。当時は私的独占行為は課徴金の賦課対象になっておらず、インテル日本は排除措置命令を受けたのみである。この勧告審決の後、インテルの競合メーカーである米国社のAMD は日本と米国で損害賠償請求訴訟を提起した²⁾。続いて欧州委員会（欧州委）は2009年5月、インテルにEC 条約82条違反の支配的地位の濫用に当たるとして排除措置命令を発し、1,060百万€の制裁金の支払いを命じた³⁾。インテルは欧州第一審裁判所に提訴した。他方、米国では、インテルは2009年11月、日米での損害賠償請求訴訟も含めすべての訴訟についてAMD と和解し、1,250百万ドルを支払うことになった⁴⁾。そして翌12月、米国連邦取引委員会（FTC）は、2008年6月以降調査を進め和解交渉も進めてきたインテルの慣行をFTC 法5条(a)(1)違反の不正な競争方法に当たるとして提訴した⁵⁾。FTC は調査を経て、インテルの慣行を違法と判断し排除措置命令案を含む同意命令案を提示したが、インテルは同意せず、審判開始決定書の送付に至ったようである。インテルはプレス発表中で次のように述べている⁶⁾：「この訴訟は本来、和解できた、あるいは和解で解決すべきものです。これまで和解交渉は順調に進展してきましたが、FTC が、訴状（審判開始決定書）に記述されている合法的な価格競争に対する制限やその訴状に記載の知的財産権に関する強制など、インテルの事業活動を不可能にする前例のない措置を強く主張した時点から難航しました。」また、プレス発表⁷⁾中の次の言葉は、本件には、日・欧のケースとは異なる問題も含まれていることを示唆している。「FTC が訴訟を性急に提起したことにより、FTC が十分な調査を行っていない問題を訴訟で争うための数千万ドルの費用を納税者が負担することになります。独占禁止法の執行機関が訴訟を提起する際は、提起前に事前調査を行うのが通常の慣行です。FTC は今回の訴訟でこれを行っていません。」反トラスト法のもとでは、インテルの慣行は、司法省がシャーマン法1条（取引制限）、2条（取引の独占）、司法省またはFTC がクレイトン法3条（競争者の商品を使用しない協定）違反で攻めることができるが、司法省との合意または確認でFTC が本件を担当し、FTC がFTC 法5条のケースにすることを、前述のインテルとAMD の和解も考慮し、決定したと思われる。

1) 公取委プレス発表 平成17年3月8日

2) 日本経済新聞 2005年7月1日 AMD 日米で訴訟攻勢

3) 欧州委プレス発表 2009年5月13日

4) 日本インテルプレス発表 2009年11月13日

5) 日本インテルプレス発表 2009年12月17日

6) 同上

7) 同上

マリンホース・ケースは、フランス、イギリス、イタリア、アメリカと日本の企業が、マリンホースの国際入札で談合し、価格協定と市場占有率協定をした事件である。よくある競争制限・競争停止の共謀事件である。しかしこのケースには次のような特異性がある：

- ① ケースの当事者である日本の2者のうちの1社（Y社）が日・米・欧の競争法当局に自主申告したことによって調査・捜査（調査）が始まった。
- ② 日・米・欧の当局が、日米、日欧、米欧の間の反競争的行為に関する政府間協定に基づく調整を経て、ほぼ同時期に調査を始めた。米国では司法省とともにマリンホースのユーザーである国防省が共同調査・起訴に参加している。さらに欧州ではイギリスの公正取引庁が調査・起訴した。
- ③ 共謀は参加企業間の隠密の会議や情報交換で行われず、マリンホースのメーカーのDunlopの元役員を介して行われた。
- ④ 自主申告したY社は、米国では司法省の法人・個人減刑方針⁸⁾により、起訴を免除され、2004年反トラスト刑事罰強化・改革法のAの反トラスト執行強化および協力報奨（213条）により、3倍損害賠償の責任から解放され、補償的損害賠償のリスクのみを負うことになった⁹⁾。さらに、Y社は欧州では、欧州委員会の2002年の改正「カルテル・ケースにおける制裁金の減免に関する告知¹⁰⁾」により、14,400,000€の制裁金を全額免除された。さらに、日本では、自主申告者に対する課徴金の減免制度により、課徴金を全額免除された。
- ⑤ 日本の他の当事者であるB社は、マリンホース事業から撤退することを決めた¹¹⁾、欧州委員会から58,999,999€の制裁金納付命令を受けた。さらに米国では法人としては未起訴の状態にあったが、早くも2008暦年の第4四半期には、3倍損害賠償請求訴訟の集団訴訟の被告になっている¹²⁾。

米国の刑事ケースでは、起訴後の有罪答弁が相次ぎ、法人としての最高の合意罰金はイギリス社Dunlopの4,540,000ドル¹³⁾、個人としての最長刑期と罰金はDunlopの2人の社員が共に30ヶ月、100,000ドル¹⁴⁾であった。

日本の公取委ケースでは、B社、英社、仏社、米社、伊社に排除措置命令がだされ、B社に課徴金納付命令がだされた¹⁵⁾。

欧州委ケースでは、Y社を除くすべての当事者に、4,900,000€～58,500,000€の制裁金納付命令がだされた¹⁶⁾。

8) Corporate Leniency Policy (1993), Individual Leniency Policy (1994)

9) 後述 p. 14 2004年刑事罰強化・改革法の213条

10) 後述 p. 31 欧州委の制裁金の減免に関する告知

11) 同社の平成20年12月期決算短信の3. 経営方針(2)の「会社の経営戦略と対処すべき課題」

12) 同上決算短信の追加情報

13) 司法省プレス発表 2008年12月1日

14) 同上 2007年12月12日

15) 公取委プレス発表 2008年2月22日

インテルのCPUの競争企業を排除しようとする慣行に対する日・米・欧の競争法当局の依拠する実定法の規定は異なるものの、その精神は同じであり、厳しい制裁が予定されている。また制裁金については2010年施行の改正独禁法により、インテルのような排除型私的独占行為がもし同年以降に行われれば、違法行為による売上に対し6%の課徴金が課せられることになっており、制裁面においてもハーモニゼーションが起こっていると言える。また、マリノホース・ケースはカルテル・ケースであり、刑事罰と行政制裁金・課徴金の違いはあるものの、いずれの法域においても極めて悪質であるとして、厳しい制裁が課されている。もちろん、日本でも欧州諸国でも刑事罰は用意されており、その施行はそれぞれの実体規定と方針によって行われている。

これらの2ケースは、独禁法・反トラスト法・EC競争法は、実体規定や施行面で多少の差があるものの、その精神と実質的な施行面からみて、グローバル・ルールであることを良く物語っていると言える。

第2節 反トラスト法

I 立法略史

19世紀の後半に入り、アメリカではトラストの形態での経営が石油、砂糖、鉄道等の分野で広く行われるようになった。トラストは株式の議決権を単一の受託者に信託する経営形態であり、独占・市場支配の弊害が著しくなり、その規制が連邦と州の大きな政治課題になった。1889年、ハリソン大統領はそれを規制する刑事法の立法を求め、翌1890年に立法されたのがシャーマン法である。その第1条は競争を制限する契約、共謀を禁止し、第2条は独占行為を禁止している。

現行の1条は次のように謳っている：数州間もしくは外国との取引又は通商を制限するすべての契約、トラストその他の形態による結合、または共謀はこれを違法とする。本条で違法とされる契約を締結し、結合しまたは共謀する者は、重罪を犯したものとし、有罪の決定があったときは、法人に対しては100万ドル以下の罰金に処し、その他の者に対しては1,000千ドル以下の罰金もしくは10年以下の禁固に処し、もしくは裁判所の裁量により、これを併科する。

違法要件は、「……取引又は通商を制限するすべての契約……（contract, …… in restraint of trade and commerce……）」と規定されているので、すでに「制限」している事実が必要である。契約、結合、共謀はすべて何らかの制限目的と効果を有するものであり、判例上、取引競争を「不等に（unreasonably）」制限するものだけが禁止される。

現行の2条は次のように謳っている：数州間もしくは外国との取引または通商のいかなる部分であれ、これを独占し、独占を企図し、または独占する目的をもって他の者と結合または共謀する者は、重罪を犯したものとし、有罪の決定があったときは、法人に対しては100万ドル以下の罰金に処し、その他の者に対しては1,000千ドル以下の罰金もしくは

16) 欧州委プレス発表 2009年1月28日

10年以下の禁固に処し、もしくは裁判所の裁量により、これを併科する。

2条は、独占行為すなわち独占的地位の不適切な方法による企図、形成、維持または強化を禁止している。適法に獲得された独占状態が禁止されるわけではない。

シャーマン法の立法目的は明確であったが、司法省も裁判所もその適用については必ずしも積極的ではなかった。その理由は、条文が包括的であり明確でなかったことと、競争制限のおそれを「萌芽の段階」で摘み取れないということであった。シャーマン法を強化する立法が求められるようになり、1914年、クレイトン法と連邦取引委員会法（FTC法）が制定された。

シャーマン法が現実には競争を制限する契約等を規制対象にするのに対し、クレイトン法は、将来取引を制限するおそれもしくは独占を形成することとなる効果を有する行為を対象としている。すなわち競争制限的行為を「萌芽の段階」で規制しようとしている。クレイトン法は、具体的に、価格差別、排他的取引契約、企業結合等を禁止しているが、いずれの行為についても、「一定の取引分野における競争を実質的に減殺するおそれがあり、または独占を形成することとなるときは、違法である」としている。将来における競争制限又は独占の形成の蓋然性が違法要件である。

FTC法は、独立規制機関として連邦取引委員会（FTC）を設立し、FTCにクレイトン法を執行する権限と不公正な競争方法・行為を提訴する権限を与えた。不公正な競争方法・行為の範囲は、判例上、シャーマン法とクレイトン法の文言と精神に反しない不公正な競争行為とされている。不公正な競争方法の実体規定であるFTC法5条(a)(1)は次のように謳っている：取引におけるもしくは取引に影響を及ぼす不公正な競争方法および不公正もしくは欺瞞的な行為または慣行は、これを違法とする。

シャーマン法とクレイトン法に違反しない不公正な競争行為もFTCの管轄に入ることになるので、いずれか又は両方に違反する不公正な競争行為がFTCの管轄に入ることは明らかである。前述の、FTCがCPUビジネスにおけるインテルの排他的取引慣行をFTC法5条違反として提訴したことは、この考え方によるものである。

II 規制内容とガイドライン

1. シャーマン法1条

- ① 競争者との共同行為：競争の制限や停止の共謀へと発展しやすい。価格協定や市場分割協定や共同取引拒絶は正当化できない当然違法となり、刑事訴追される。当然違法とされる類の競争制限を除いては、疑いのある行為が競争を制限するか否か、合法か否かは、製品市場と地理的市場からなる「関連市場」を画定し、その市場内での競争者（潜在参入者を含む）と特定し、競争制限面と競争促進面を総合的に分析し、判断される。これが「合理の原則による分析」と呼ばれるものである。

価格協定は競争の核心部分である価格の設定を互いに拘束することであり、一切の正

当化を許さない。入札談合、最低価格や最高価格の合意も、価格水準、価格幅、信用条件、価格設定方式の合意も価格協定となる。事業者団体における価格情報の交換も価格設定に影響をあたえるものは違法となる。音楽著作権者団体が包括実施権を許諾するために実施条件を話し合ったことについては、包括的实施許諾を可能にし著作権料の効率的徴収を可能にするので、合理の分析により正当化事由ありとして、シャーマン法違反にならないとされた¹⁷⁾。

市場分割協定とは販売地域、取引先、製品市場等を競争者間で分割する合意であり、競争の制限以外の目的がなく、当然違法であり、刑事訴追の対象となる。

共同取引拒絶は競争者間によるものと垂直的事業者間によるものがあるが、拒絶により排除される企業は市場にアクセスできなくなる。生産量を制限するか価格を上昇させる以外の目的をもたない共同取引拒絶は当然違法である。

- ② 取引先との共同行為：シャーマン法は取引先との契約、結合、共謀による制限にも適用される。たとえば再販価格維持の垂直的価格制限や、販売拠点を指定するロケーション条項¹⁸⁾、販売地域や顧客を制限する条項、排他的販売地域制のような垂直的非価格制限がある。後者は、当然違法ではなく、合理の原則により違法合法が判断される。垂直的非価格制限はブランド間の競争促進のため検討・導入されることになるため、一般にブランド内競争は抑制されることになりがちであるが、総合的に比較考量して、ブランド間競争がより大きいことになれば、合法となる。
- ③ 抱き合わせ販売：販売者が購入者に、ある製品の購入に別の製品の購入を条件付けることである。市場支配力をもつ強力な製品すなわち抱き合わせ製品 (tying product) を仕入れたい購入者に、仕入れ意欲の湧かない製品すなわち被抱き合わせ製品 (tied product) の同時仕入れを条件付ける取引である。抱き合わせ販売は、事実関係により、販売者と仕入れ者の取引を制限するとしてシャーマン法1条、競争者への排他的効果を持つとしてクレイトン法3条、競争者・購入者への不公正な競争方法にあたるとしてFTC法5条のいずれによっても提訴されうる。司法省対マイクロソフト訴訟（提訴1998年5月）の争点の一つは、OSとインターネット・ブラウザの抱き合わせであった。地裁は、シャーマン法1条違反と判断した（2000年6月）が、控訴裁は地裁決定を差し戻した（2001年6月）。
- ④ 垂直的取引拒絶：製造業者が販売業者から取引開始を求められても応じないことと、

17) Broadcast Music, Inc. v. Columbia Broadcasting System, 441 U.S. 1, 23 (1979)

18) Continental TV, Inc. v. GTE Sylvania, Inc., 433 U.S. 36 52 n.19 (1977)

一旦開始された取引の継続を拒否することである。再販価格維持の取決めを強制するために取引拒絶をすることはもちろんシャーマン法違反である。取引開始に応じないことには諸々の正当化事由がありうるので、合理の原則により判断される。

2. シャーマン法2条

2条は、関連市場における(1)独占の企図と、(2)独占行為を禁止している。独占の企図は独占的地位を形成するために不適切な手段を行使することであり、独占行為は独占的地位を形成または維持するために不適切な手段を行使することである。そして、独占とは画定された「関連市場」で市場支配力を有することを意味し、市場支配力は価格を操作する力、競争を排除する力を意味する。市場支配力は市場占有率と密接な関係がある。しかしそれはその時点での重要な指標ではあるが、すべてではない。

独占状態にあること自体が違法となるわけではなく、価格、技術、営業等の競争を通じて獲得された独占状態は合法である。

- ① 独占の企図：独占的地位を不適切な手段で獲得しようとしている疑いのある企業が、関連市場で40～50%のシェアを有している場合は、その手段は精査され、その結果によって意図・企図の有無が判断される。「独占の企図の罪には、競争を破壊し、また独占を形成する特定の意図が必要である」¹⁹⁾といわれている。特定の意図は、あらゆる手段を駆使してトップになる、というような文書の直接証拠がなくても、反競争的な行為を一貫して採ってきたというような間接証拠によっても、証明されうる。
- ② 独占行為：独占行為の罪の成立には、関連市場における市場支配力と、意図的な市場支配力の形成または維持という二つの要件が満たされなければならない。後者には、支配的地位にある者が行う競争者や新規参入者への排除的な行為や競争制限的行為が該当する。司法省対マイクロソフトの訴訟（提訴1998年5月）では、地裁は、PCのOS市場でMSに独占の維持行為と企図があったと認定し（2000年6月）、控訴裁は、MSがOS市場の独占を反競争的手段により維持したという地裁判決を確認した（2001年6月）。本訴訟は控訴裁の一部差し戻しがあり、地裁で新裁判官のもとで和解が成立し、以下のような最終判決がでた（2002年11月）：(1)独立系ソフト業者が、機能別にMSのソフトと競合する製品を開発できるようにする。(2)PCメーカーに、MSと競合するソフト開発業者と契約し、MSのOS上に自身の製品を搭載する自由を与える。(3)MSと競合する製品を開発・使用するPCメーカーとソフト開発業者等に対するMSの報復を禁止する。

19) Times-Picayune Publishing Co. v. United States, 345 U.S. 549,626 (1953)

3. クレイトン法2条

価格差別：ロビンソン・パットマン法により修正されたクレイトン法2条が規制法条である。2条は、異なる買い手で価格差別をすることを違法としているが、価格差別について諸々の条件を付している：価格は値引きやリベート等を控除した正味価格であること。価格差別が販売者または仕入先のレベルの競争を制限すること。競争者の低価格に善意で対抗するための価格差別や処分販売等による価格差別は、正当化される。架空の仲介手数料による価格差別や賄賂や売上比例的に提供されない販売促進費用や宣伝費補助等は、禁止される。価格差別の要求やその受け入れは禁止される。このような条件のもと、2条の規制する価格差別の立証は極めて技術的になるざるを得ない。同条は、立法史的に見て、競争よりは競争者を保護することを目的に立法されており、司法省とFTCが執行することはほとんどない。

4. クレイトン法3条

排他的取引：排他的取引契約が締結された場合、供給者の競争者は購入者へのアクセスが排除されるし、購入者の競争者は供給者へのアクセスが排除される。排他的取引は当事者に当該取引に集中させることによって競争を促進する効果もあるため、合理の原則による判断が行われる。

5. クレイトン法7条と7A条

① 合併と買収：7条は次のように謳っている：「取引に従事する者……が……同じく取引に従事する者……の株式または資本に対するも持分の全部または一部を取得し……資産の全部もしくは一部を取得する場合において、当該取得により国のいずれかの地域における取引または取引に影響を及ぼす活動のいずれかの分野において競争を実質的に減殺するおそれがあり、または独占を形成することとなるときは、かかる取得をしてはならない。」

7条は、競争を減殺する「おそれ」と独占を形成する「こととなる」という用語から、現実の競争制限効果や独占の形成に限定されず、買収や合併によって競争制限や独占の形成が生じる「蓋然性」をも対象にしている。萌芽の段階での規制である。競争者間の水平的買収と合併のみならず、取引先との垂直的買収と合併、競争関係にない企業間の多角的（コングロマリット）買収と合併も規制対象になる。

② 事前届出：クレイトン法7A条（Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976による追加）は下記の条件を満たす合併は、両当事者による、司法省反トラスト局とFTCへの事前届出を要すると謳っている：

- (1) 取得者または被取得者が州際取引等に従事しており、
- (2) 取得者が、被取得者から取得する議決権付株式と資産の総額が
 - (A) 200百万ドル超の場合、または、

- (B) (i) 50百万ドル超～200百万ドル未満で、且つ
- (ii) I 100百万ドル以上の年間売上額もしくは総資産の製造業者の議決権付株式もしくは資産を、100百万ドル以上の総資産もしくは年間売上額を有する者が取得する、または
- II 100百万ドル以上の総資産を有する非製造業の者の議決権付株式もしくは資産を、総資産もしくは年間売上額が100百万ドル以上の者が取得する、または
- III 100百万ドル以上の年間売上額もしくは総資産の者の議決権付株式もしくは資産を、100百万ドル以上の総資産もしくは年間売上額の者が取得する、
- 場合。

届出案件は、反トラスト局とFTCが調整のうえ、いずれかが待機期間30日の一次審査を行い、競争法上問題があると判断したときは、広範な情報提供を要請し、受領後、待機期間を30日延長する。問題・懸念解消について合意が得られず合併案が実施されるようであれば、当局は差止請求訴訟を提起することになる。合併等の届出は年2,000件ほどで、最終的には4%程の案件が提訴されるという²⁰⁾。

- ③ 司法省・FTCの水平合併ガイドライン：司法省は1968年合併ガイドラインを公表し、それを1982年に改訂し、さらに、分析的枠組みを精緻化、明確化したものを1984年公表した。そして1992年、司法省とFTCは共同で水平合併ガイドライン（Department of Justice and FTC Horizontal Merger Guidelines of 1992）を公表した。プレス発表²¹⁾の中で、両当局はその趣旨を次のように述べている。「健全な合併規制は、競争を阻害する合併を禁止する一方で、競争を促進または競争に中立的な多数の合併の抑止を回避しなければならない。1992年水平合併ガイドラインはこの目的を実現するため、合併規制における分析上の基礎を記述し、またビジネス界が合併を計画する時に反トラスト上の問題を回避することができるようにガイダンスを提供する。」

ガイドラインの構成は次のようになっている²²⁾（一部略）。

- 0 ガイドラインの目的および前提となる基本方針
- 1 市場の画定、測定および集中度
- 1.1 製品市場の画定

20) 三省堂「アメリカ独占禁止法」改訂版 実務と理論 シェネフィールド/ステルツァー著 金子/佐藤 訳 p. 55

21) 同上 p. 176

22) 三省堂「アメリカ独占禁止法」改訂版 実務と理論 シェネフィールド/ステルツァー著 金子/佐藤 訳 p. 178

- 1.2 地理的市場の画定
- 1.3 関連市場に存在する企業の特定
- 1.4 市場占有率の算定
- 1.5 集中度と市場占有率
- 2 合併の潜在的競争阻害効果
 - 2.1 相互協調行為による競争の減殺
 - 2.2 単独行為による競争の減殺
- 3 参入の分析
 - 3.1 参入の手段
 - 3.2 参入のタイムリー性
 - 3.3 参入の蓋然性
 - 3.4 参入の十分性
- 4 効率性
- 5 破綻と資産の退出

Ⅲ 執行機関と手続と制裁

米国では、刑事事件を(1)司法省反トラスト局が担当し、民事事件を(1)同反トラスト局と(2)連邦取引委員会（FTC）が調整分担しており、また(3)州司法長官は、州民の後見人として父権者（*parens patriae*）訴訟を提起し州民の損害の賠償を請求できるし、州のイリノイ・ブリック撤回法により反トラスト法違反の間接被害者のために損害賠償を請求できる。

1. 司法省反トラスト局

- ① 調査：反トラスト局は、入手した情報を検討し、予備調査をすべきと判断したケースについては、刑事事件として訴追するか、民事事件として扱うかを決定する。当然違法とされる違法行為に対しては、刑事事件を決定し、連邦地方裁判所に大陪審の選任を求める。そして当事者等に対する文書提出令状（*Subpoena Duces Tecum*）と証人喚問令状（*Subpoena Ad Testificandum*）を取得する。連邦大陪審にはこれら令状を当事者等に発し、証拠を検討する権限がある。令状への不遵守は刑事罰の対象になる。反トラスト局は裁判所の捜索令状を取得し、強制的な立入捜索ができる。連邦大陪審に喚問された証人には弁護士を同席させることが認められない。
- ② 刑事訴追：同局は、調査を終え起訴のための十分な事実を確認したときは、正式起訴を大陪審に勧告し、同陪審が多数決で起訴を勧告したときに正式起訴が行われる。ただし、審理中に当事者が有罪を認めたときは略式起訴（*Information*）により処理されることが多い。正式起訴（*Indictment*）されたときは、最初の公判で罪状認否の手続きがあり、被告は有罪答弁（*Plea Guilty*）または無罪答弁（*Not Guilty*）を選択することになる。無罪答弁の場合は、その後、証拠開示、事実審理、量刑手続を経て判決にいたる。有罪答

弁の場合は、司法取引により量刑にも合意し、裁判官に合意書が提出され、認可を得て結着することが多い。

2001～2009年8月の間の司法省のプレス発表によれば、日本企業・日系企業のカルテルに関する起訴が下掲の通り14件あったが、1件を除き、有罪答弁と司法取引によって終結している：

- (1) ソルビン酸の価格・シェアカルテル事件（2001年1月23日）：
有罪答弁。上野製薬（罰金11百万ドル）、ダイセル、日本合成（他米国社1社とドイツ社1社（4社合計の罰金130百万ドル）。ダイセルの社員が罰金20千ドルと懲役3ヶ月を併科されている。
- (2) 黒鉛の価格・シェアカルテル事件（2001年2月14日）：
有罪答弁。東洋炭素（罰金4.5百万ドル、社員に10千ドルの罰金）
- (3) 黒鉛の価格・シェアカルテル事件（2001年7月25日）：
有罪答弁。揖斐川電工（罰金3.6百万ドル）
- (4) ヌクレオチド（旨味促進材）の価格・顧客分割カルテル（2001年8月23日）：
味の素の社員を起訴。
- (5) 炭素陰極ブロックの価格カルテル事件（2002年4月1日）：
有罪答弁、日本電極（罰金450千ドル）
- (6) 磁気酸化鉄粉の価格・顧客分割カルテル事件（2003年1月30日）：
有罪答弁。石原産業（罰金5百万ドル）
- (7) 学校へのIT支援プログラムでの入札談合事件（2004年5月27日）：
有罪答弁。米国NEC子会社（罰金4.7百万ドル）
- (8) ソルビン酸価格カルテル事件（2004年8月5日）：
有罪答弁。ダイセルの日本人幹部（懲役3ヶ月と罰金20千ドル）
- (8) DRAMの価格カルテル事件（2006年1月30日、11月16日）：
有罪答弁。エルピーダメモリー（罰金84百万ドル）
- (9) DRAMの価格カルテル事件（2006年11月16日）
有罪答弁。エルピーダメモリー元外国人役員（罰金250千ドルと懲役7ヶ月）
- (10) 航空貨物料金のカルテル（2008年4月16日）
有罪答弁。日本航空（罰金110百万ドル）
- (11) 液晶パネルの価格カルテル事件（2008年11月12日）
有罪答弁。シャープ（罰金120百万ドル）
- (12) マリンホースの入札談合と外国公務員への贈賄事件（2008年12月10日）
有罪答弁。ブリジストン社幹部（罰金80千ドルと懲役2年）
- (13) 液晶パネルの価格カルテル事件（2009年3月10日）
有罪答弁。日立ディスプレイ（罰金31百万ドル）
- (14) 航空貨物料金のカルテル（2009年4月9日）
有罪答弁。日本航空貨物（罰金45百万ドル）

- ③ 利益または損害に基づく代替罰金：シャーマン法は、不当な取引制限の契約・結合・共謀や独占行為とそのための共謀を重罪とし、2004年6月の反トラスト法罰則強化・改革法（Antitrust Criminal Penalty Enhancement and Reform Act of 2004）による改正前は、法人に対し10百万ドル以下の罰金、その他の者に対し350千ドル以下の罰金または／および3年以下の禁固を定めていた。ところが刑事訴訟法3571条(d)（利益または損害に基づく代替罰金）は、犯罪により利益を得た場合または犯罪が被告外の者に損害を与えた場合で、同利益または同損害が法規定の罰金を上回る場合は、被告の最高罰金は不当利得又は与えた損害の2倍とすることを謳っており、欧州と日本他企業のフードビタミンの価格カルテル事件（1999年）では、スイスの F. Hoffmann-La Roche 社はシャーマン法規定の50倍の500百万ドル、ドイツの BASF 社は225百万ドル²³⁾、武田薬品工業は72百万ドル、エーザイは40百万ドル、第一製薬は25百万ドル²⁴⁾、という法規定の罰金をはるかに上回る罰金を支払っている。

2004年6月22日施行の2004年反トラスト法刑事罰強化・改革法で、法人の最高罰金は100百万ドル、個人のそれは1,000千ドルに、最長刑期は10年に引き上げられた。禁固刑期が最高3年以内から10年以内に引き上げられたことを別にすれば、シャーマン法違反の行為に対し同法規定の罰金が最高10百万ドルから100百万ドルと10倍になったことは別に驚くべきことではない。司法省高官（Scott D. Hammond）の2005年11月16日の ABA Section of Antitrust Law Cartel Enforcement Roundtable での報告によれば、前述の刑事訴訟法の代替罰金規定により、同時点までに既に10百万ドル超の罰金を支払った被告法人は50社を超えているし、100百万ドル以上の罰金を払った被告法人は、フードビタミン事件の F. Hoffmann-La Roche, BASF の2社、DRAM 事件の Samsung, Hynix, Infineon の3社、黒鉛電極の SGL Carbon, UCAR International の3社、リジンとクエン酸事件の Archer Daniels Midland の8社となっている。

- ④ 連邦量刑ガイドライン²⁵⁾：罰金額の算定は、連邦量刑ガイドライン（Federal Sentencing Guideline）に基づき算定される。価格カルテルおよび市場分割カルテルに適用される法人の罰金額の算定ルールの概要は下記の通りである：
- (1) 基礎罰金額（Base Fine）の算定（下記の①～③のうちの最高額）
 - ① 違反レベル（Offence Level）別に定められている額（違法売上額別の加算レベルが違反レベルに加算される）
 - ② 違反行為による利益額
 - ③ 違反行為によって与えた損害額（カルテルの場合は違法売上額の20%）
 - (2) 責任係数（Culpability Score）の算定（スタート係数を5とし、下記のような要素係

23) 司法省プレス発表 1999年9月7日

24) 司法省プレス発表 1999年9月9日

25) 経営法友会ビジネス選書15「欧米競争法ガイドブック」発行 商事法務 pp.73～76

数を加減して算定)

- ① 従業員数に基づき5～1を加算(例:5千人以上は5,11～50人は1)
 - ② 違反履歴に基づき2または1を加算(例:5年以内の反復は2,10年以内の反復は1)
 - ③ 命令違反は2または1を加算
 - ④ 司法妨害(証拠隠滅,文書偽造他)は3を加算
 - ⑤ 遵法プログラムの保有は3を減算
 - ⑥ 自主申告・協力・責任の受容は5～1を減算(例:捜査前の自主申告は5,全面協力は2)
- (3) 責任係数別の上記(1)の基礎罰金額に対する最低乗数と最高乗数表:
 (2)で算定した責任係数別に,(1)の最高罰金額に適用する最低乗数と最高乗数が定められており,罰金の上限と下限が算定できる。
 例:責任係数10以上:最低乗数2.00 最高乗数4.00
 責任係数5: 最低乗数1.00 最高乗数2.00

上記の算定ルールにより計算される上限・下限の幅の中で,裁判所は,違反行為の影響度,首謀者か否か,違反履歴等を考慮して罰金額を決定する。

連邦量刑ガイドラインは,個人の刑事罰についても,違法売上額の1～5%の幅の中で諸要素が考慮されて罰金が決定されること,刑期は違法レベルと違反履歴が考慮されて決定されることを定めている。

- ⑤ 司法省の法人・個人減刑方針:司法省が施行・執行するシャーマン法は罰則規定を備えている。司法省は1978年に刑事訴追に関する減刑方針(Leniency Policy)を導入し,その後見直しを行い,1993年8月10日と1994年8月10日に,それぞれ法人減刑方針(Corporate Leniency Policy)と個人減刑方針(Individual Leniency Policy)を発表した。減刑は不起訴処分を意味する。

改定前は法人減刑は調査開始前に最初に報告を行った者にのみ与えられたが,改定後は調査開始後であっても,最初に協力する法人に対して一定の条件下では与えられることになっている。

法人が不起訴処分を得るためには,次の6条件を満たさなければならない。

- ① 司法省の調査開始前に違法行為を報告し,同省が他の情報源から一切の情報を得ていないこと
- ② 違法行為を発見後直ちにそれを有効に終えていること
- ③ 報告は率直且つ完全で,全面的且つ継続した協力を司法省に提供すること
- ④ 報告は役員・幹部等の個人名によるのではなく,法人の行為であること
- ⑤ 可能であれば原状回復をすること,

- ⑥ 違法行為への参加を他法人に強制しておらず、且つ違法行為のリーダーや首謀者でなかったことが明白であること (clearly was not leader in or originator of, the activity)

上記6条件を満たして法人が不起訴処分を得る場合は、同法人の違法行為を自白するすべての役員、従業員は不起訴処分を得る。

上記6条件を満たさない場合も、報告が司法省の調査の開始前後のいずれかを問わず、次の7条件を満たせば不起訴処分が認容される可能性がある。

- ① 最初の報告者であり、不起訴処分を得る資格があること
- ② その時点で司法省が有罪に繋がる証拠を持っていないこと
- ③ 違法行為を発見後直ちにそれを有効に終えていること
- ④ 報告は率直且つ完全で、全面的且つ継続した協力を司法省に提供すること
- ⑤ 報告は役員・幹部等の個人名によるのではなく、法人の行為であること
- ⑥ 可能であれば原状回復をすること
- ⑦ 違法行為の性質、報告企業の役割、報告の時期を考慮し、不起訴処分が他の法人に対し不公正でないと司法省が判断できること

個人減刑方針のもとで次の条件を満たす個人は不起訴処分を得る。

- ① 報告時点で司法省が他の情報源から情報を得ていないこと
- ② 報告は率直且つ完全で、全面的且つ継続した協力を司法省に提供すること
- ③ 違法行為への参加を強制しておらず、違法行為のリーダーや首謀者でないこと

上記の条件のもとで不起訴処分を得る資格のない個人には、起訴猶予処分 (statutory or informal immunity from criminal prosecution) が検討される。

留意すべきは、違法行為への参加を強制していたり、違法行為のリーダーや首謀者であった法人と個人は、不起訴処分を得られないということである。

司法省の減刑方針の関連で注目すべきは、2004年反トラスト法の刑事罰強化・改革法の213条（損害の回復）である。同条は、司法省の反トラスト法減刑方針に基づいて不起訴処分の契約の対象となったシャーマン法1条または3条もしくは同様の州法の違反行為を主張する民事損害賠償請求訴訟では、不起訴処分を得た者（法人及び同法人の幹部）から回復できる損害賠償額は実際の損害額を超えてはならないと謳っている。3倍損害賠償請求からの解放である。不起訴処分を得た者は補償的損害賠償のみの責任が問われることになる。この特典を得るためには、不起訴処分を得た者は、同損害賠償請求訴訟で、共謀について原告に事実や証拠を提供して十分な協力をする必要がある。

さらに注目すべきは、214条（権利、権威、責任に変更なし）の(3)項である。この強化・改革法は不起訴処分を得た者を除く被告共謀者の連帯賠償責任に及ぼす影響も与

えないと謳っている。すなわち、他の全ての被告は、共謀による損害全体の3倍賠償額から不起訴処分を得た者の補償的損害賠償額を控除した残りの分について連帯責任を負うことになる。

強化・改革法の211条（有効期限）の(a)項は、211条～214条は、(b)を例外として施行後5年間有効であると謳い、(b)項は、この有効期限以前に司法省と不起訴処分契約を締結した者については、211条～214条はその後有効であると謳っている。(211条の有効期限は2009年6月で、その直前に1年の延長法案が上院に提案された。)

- ⑥ 刑事事件とシャーマン法の域外適用 民事事件へのシャーマン法の域外適用の先駆判例となったのは、Alcoa 事件への第2控訴裁判所の判決²⁶⁾である。Alcoa のカナダ子会社と英・独・仏・瑞西のアルミ企業が国際市場分割をしたとして司法省が提訴した事件の控訴裁は、外国企業による、外国で完結した米国への輸出禁止を含む合意に対して、「米国への輸入に影響を与えることを意図し、且つその効果が生じたことを立証すれば、シャーマン法は外国籍企業にも適用される」と判決した。爾来、民事事件にシャーマン法が域外適用されることは常識になっている。刑事事件へもシャーマン法が域外適用されることを確認する判決が日本企業の事件²⁷⁾で出ている。日本のファックス用紙メーカー9社が米国向け価格の値上げを合意したとする事件である。地裁は、共謀の明白な行為が米国内で行われない場合はシャーマン法の刑事規定は適用されない、民事事件に比して厳格な証拠法則が適用される刑事事件では、明示的な規定がない限り域外適用されないという解釈が確立しており、反トラスト法の刑事規定は域外適用されない、と判決した。司法省が控訴した第1控訴裁は、シャーマン法の条文は、民事と刑事の責任を課すものであり、全くの域外行為に対しても適用されるということ、米国議会は意図していた、として地裁判決を覆した。日本側の最高裁への事件移送命令申請 (certiorari petition) は却下された。

- ⑦ 民事事件：シャーマン法4条は、地方裁判所に本法違反の禁止・差止管轄権を付与しており、検察官は当該違反の禁止もしくは差止を請求する衡平法上の訴訟を提起する義務を負う旨を謳っており、本条に基づき民事訴訟が提起される。

2. 連邦取引委員会 (FTC)

- ① 調査 FTCは職権と申告により事件の端緒を得、予備調査を行い、FTC法5条またはクレイトン法違反の容疑があるときに審査を開始する。書類提出令状および証人喚問令状を発し、強制力のある民事審査請求 (Civil Investigation Demand) を行うこともできる。通常は任意の情報提供要請を行う。

26) United States v. Aluminum Co. of America (Alcoa), 148 F.2nd 416 (2nd Cir. 1945)

27) United States v. Nippon Paper Industries Co., 109 F.3d 1 (1st Cir. 1997), cert. denied, 522 U.S. 1144 (1998)

違法行為を確認した段階で、排除措置命令（Cease and Decist Order）を含む同意命令（Consent Order）の案を当事者に提出し、協議、交渉を行う。同意があったときは、FTCは命令案を公表し利害関係人の意見を求める。その後、最終的な同意命令がだされる。

- ② 審判開始決定 当事者が同意命令案に合意しないときは、FTCは審判開始決定書を送達し、審判手続が行政判事（Administrative Law Judge）が審判官となり、FTCと被審人の間で進められる。審判官から仮決定がなされ、最終決定に至る。不服のときは被審人は連邦控訴裁判所に取消し請求訴訟を提起できる。
- ③ インテル事件における同意審決と排除措置命令・同意命令²⁸⁾ インテルが特許侵害訴訟を提起した Compaq 他の顧客に対して、マイクロプロセッサ（MP）の機密情報、サンプル等の提供を、差別的に拒否し、同拒否が、違法な独占、独占の企図、不公正な競争方法にあたるとして、FTCはFTC法5条違反を主張して1998年6月、審判を開始し、1999年3月に両者は同意審決に合意した。本件の排除措置命令（10年間有効）は次のように謳っていた：
- A インテルは10年間、知財権紛争を理由として技術情報の先行提供を中止してはならないし、汎用MPの供給についての決定を知財権紛争の存在と関連付けてならない。ただし、顧客が特許・著作権・営業秘密の侵害を主張し、インテルによる生産・販売・使用等の差止を請求している場合はその限りにあらず。ただし、当該の顧客が当該の差止以外の補償・損害賠償・その他の法的または衡平法上の救済を請求していることを理由として、本A項により禁止されていることを行ってはならない。
- B 上記Aは下記の禁止・制限等をしているとは解釈されない：
- ① 被審人がその特許・著作権・営業秘密・回路配置・商標・その他の知財権に関して法的または衡平法上の救済を請求することの禁止。
 - ② 被審人が知財権紛争の存在と無関係に、ビジネス上の考慮により、技術情報の先行提供を中止したり返還を請求することの禁止。
 - ③ 被審人が知財権紛争の存在と無関係に、ビジネス上の考慮により、サンプルを含む製品供給について決定する権利の制限。
 - ④ 顧客が前年に設計・開発しなかった、または設計・開発計画を開示しなかったシステム（Server, Workstation, Desktop, Mobil Unit 等）の設計・開発のための、被審人に対する汎用MPの供給命令。
 - ⑤ 先行提供される技術情報を、顧客は先行情報に係わるMPを採用するコンピュータシステムの設計・開発のみに利用しなければならない旨の制限の禁止。
 - ⑥ 技術情報やサンプルを含む製品が開示・提供できないときの、被審人に対する開

28) FTC, In the matter of INTEL Corporation, Docket No. 9288, Agreement containing Consent Order

示・提供命令。

その他、被審人の知財権の処分を含む権利の制限。

その他の命令：

- ① 本命令を WWW site に公開し周知徹底すること。
- ② FTC に命令遵守報告書を60日以内に提出すること。
その後は命令発効日以降一年ごとに6年間提出すること。
- ③ 5年間、FTC の関連文書閲覧・複写のために社員を提供すること。
- ④ 組織変更は30日以前に FTC に通知すること。
- ⑤ 命令遵守を確認する目的の FTC による文書等へのアクセスおよび被審人社員からの聴聞を認めること

本件の合意書は次のように謳っていた：

- ① インテルは以下を放棄する：更なる手続、FTC の決定は事実認定と法的結論を要するという法律上の要件の主張、本決定について法的審査を請求する権利等。
- ② インテルは30日以内に、本命令についての遵守報告書を提出する。
- ③ 本合意書は60日間公開され、関係情報は発表される。
- ④ 本合意書は、和解の目的のためにのみ締結されたもので、法律違反の自白でもなく、審判開始決定書記載の事実が真実であることを自白するものでもない。
- ⑤ 本合意書は、規則に基づく FTC の撤回がなければ、FTC が差止命令を発し関係情報を公開することを認めるものである。本合意書は送達によって確定する。

3. 州司法長官

- ① (州の直接被害者のための) 父権者訴訟：州の司法長官は、反トラスト法違反により州の被った損害の賠償を請求する訴訟を提起できるほか、クレイトン法 4C~4H 条の父権者訴訟 (parens patriae action) で反トラスト法違反の州の直接被害者のために損害賠償請求訴訟を提起できるほか、州のイリノイ・ブリック撤回法により反トラスト法違反の州の間接被害者のために損害賠償請求訴訟を提起できる。

父権者訴訟とは、州の司法長官がシャーマン法違反によって損害を受けた州の自然人の後見人として、その損害額の3倍賠償と訴訟費用の請求をする訴訟である。

反トラスト法違反を立証してクレイトン法4条の認める3倍損害賠償の請求をするためには、精密な損害額の主張と立証がもちろん必要である。しかし Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976 によって導入された父権者訴訟では、被害者の損害額の立証責任が相当緩和されている。シャーマン法違反で損害賠償を請求できるのは直接の被害者のみである (Illinois Brick v. Illinois) ので、父権者訴訟の対象になる違法行為は再販価格維持がほとんどであろう。何百万人ともなる消費者の購入価格を確認し、再販価格の維持の程度の差を確認し、全体の損害額を算出立証することは不可能と言えるであろう。この問題に対する現実的な解決方法を謳っているのがクレイトン法第4D

条で、損害賠償額は統計手法またはサンプル手法、違法な超過価格付けの計算又は損害総額の合理的な推定方式により、立証できる、ことになっている。民事訴訟法248条（損害額の認定）と同様の考え方が採用されているといえる。

日系企業に対する父権者訴訟は今までに少なくとも4件あるが、米国ミノルタのMaxxum 7000AFカメラとAF-Teleカメラの再販価格維持事件については、前者のカメラについては3倍賠償額として1台15ドル、後者については同1台8ドルで1986年7月、代表州司法長官（NY州）との間に和解が成立した。また米国任天堂の8-bit video games consolesの再販価格維持事件については、同5ドルで、1991年3月に、代表州司法長官（NY州とMD州）との間に和解が成立した。代表州の司法長官と被告間の和解は、全米の州の司法長官と被告間でも有効となる。

- ②（州の間接被害者のための）損害賠償請求訴訟：イリノイ・ブリック判決撤回法（Illinois Brick Repealers）による反トラスト法違反の間接被害者の救済事件としては、米国のフードビタミン事件がある。同事件では、被告企業は有罪を認め莫大な罰金を支払い、更に直接購入被害者からの3倍損害賠償請求訴訟で罰金額に相当する和解金を支払った²⁹⁾。それに加えて、被告企業は間接被害者である流通業者と消費者を代表する州の司法長官からも損害賠償請求訴訟を提起され、総額255百万ドルを支払うことに、2000年10月に合意し和解した³⁰⁾。連邦反トラスト法のもとでは違法行為の直接の被害者のみが原告適格を有するとする Illinois Brick Co. v. Illinois, 431 U. S. 720 (1977) 判決を不服として多くの州で Illinois Brick 判決撤回法が制定されている。同撤回法の一例であるカリフォルニア州の Business and Professions Code は次のように、間接被害者も3倍損害賠償を請求できること、州司法長官が代表して損害賠償を請求できるとしている：

16750(a) 本条で違法とされたことにより損害を受けた者は、被告との取引が直接であるか間接であるかに関係なく、被告からその損害の3倍の賠償と訴訟費用の回復を得る。

16750(c) 司法長官は州法又は同様の連邦法に規定されている損害賠償を得るために州を代表して提訴できる。

ちなみに本件で合意された総額255百万ドルの間接被害者への損害賠償金のうちカリフォルニア州への配分金は80百万ドルであったが、そのうち38百万ドル（48%）が消費者用に、42百万ドル（52%）が流通業者用に再配分され、前者は消費者への配分方法がなく、公益のために使われることになり、後者は和解委員会が被害者の請求・立証に基づいて配分することになった。

29) 朝日新聞 1999年11月4日

30) 同上 2000年10月11日

IV 私訴

1. 差止請求訴訟

日本の独禁法では差止請求訴訟は「不公正な取引方法」に対してのみ可能となっているが、米国では私人が衡平法上の差止請求と損害賠償を請求してシャーマン法とクレイトン法違反を訴因とする反トラスト訴訟を提起するのが普通である。FTC法は、「不公正な競争方法等」を禁じているが、その施行執行はFTCの専属管轄となっており、私人は同法違反を訴因として提訴できない。

2. 損害賠償請求訴訟

損害賠償請求権についてはクレイトン法4条が反トラスト法違反によって事業または資産に被害を受けた者は、損害額の3倍と妥当な弁護士費用を含む訴訟費用の請求訴訟を提起できると謳っている。実損害額の3倍の賠償を与えることによって、違法行為による損害に敏感な私人被害者にインセンティブを与えて、反トラスト法のエンフォースメントへの参加を促し、立法趣旨を実現するための仕組みである。クレイトン法4条は多くの私人司法長官 (Private Attorney-General) を生み出している。原告は当事者適格の要件、すなわち、直接的な反トラスト法上の損害、の立証を求められる。

3. 刑事事件と「一応証明力のある事件」

差止と3倍損害賠償を請求する反トラスト訴訟を提起し、膨大な証拠調べ (Discovery) を経て違法とその結果としての損害を立証しようとして原告になる者が多い。米国訴訟での証拠調べは原告にとっても被告にとっても膨大な時間と莫大な資金を食うプロセスであり経営上の大きな負担となる。しかし司法省が反トラスト法違反で調査し、被告が有罪を認めたり、起訴して裁判で有罪判決を得たりすれば、その事実は損害賠償請求訴訟をこれから提起しようとする者にとって極めて有利に働くことになる。このような場合、司法省の事件は「一応証明力のある事件 (prima-facie case)」となり、被告は有効な反論の責任を負うことになる。原告は被告の違法行為と損害の因果関係の立証に全力をあげれば良いことになり、違法の立証のための証拠調べを大いに省くことができる。その典型的な事例が、フードビタミンの損害賠償請求訴訟である。刑事事件が決着し、その2ヶ月後には、民事損害賠償請求訴訟も和解という決着を強いられている。前述の多くの刑事事件で有罪答弁した日本企業は多数の損害賠償訴訟に見舞われたことが推定できる。

4. 証拠調べ 刑事事件とは無関係な差止請求・損害賠償請求訴訟を提起された企業は、通常2～3年間にわたる原告側の証拠調べに対応していかなければならない。連邦民事訴訟規則26条は、当該訴訟の対象に関連する事項で、秘匿特権が認められていないすべての事柄についての証拠調べを認めている。原告からは、まず(1)膨大な質問書 (Interrogatories) が届けられ、次いで(2)文書提出要求書 (Request of production of documents) が、そしてそれらへの応答を消化した上で(3)多数の証人候補の証言録取要求書 (Request of

depositions) が届く。原告が複写を指定した文書はわが方の弁護士用に翻訳をする必要がある。証言録取のための証人の準備も膨大な準備を要する。こうした言わば防禦のための証拠調べを進める一方、被告は攻撃と反論のために原告側に対する証拠調べも進める必要がある。反トラスト訴訟は文字通り消耗戦とならざるを得ない。

5. 日本企業の2つの最高裁事件

米国の企業から反トラスト法の差止・損害賠償請求訴訟を提起され、連邦地裁、控訴裁を経て最高裁で戦い、日本側が最終勝訴した有名な事件が二つある。一つは米国のテレビ等民生電子機器メーカー2社が原告として日本の主要テレビ等電子機器メーカーを安値輸出価格協定他で訴えた事件³¹⁾であり、もう一つは安値販売で電卓の排他的認定ディーラー権を終結された販売業者が電卓メーカー他を訴えた事件³²⁾である。

前者では、地裁は、公判前に公判のために提出された証拠と弁論書を検討し、(1)原告が依存した証拠のほとんどに証拠能力がないこと、(2)証拠能力のある証拠は主張されている共謀の存在に関する重要な事実について陪審が判断すべき「真正の問題 (genuine issue)」を提起していないこと、(3)共謀のいかなる推定も非合理的であること、を認定し、被告の求めた略式判決 (summary judgment) を与えた。控訴裁は、地裁が排除した多くの証拠に証拠能力があるとし、(1)略式判決を与えたことには誤りがあった、(2)共謀の直接証拠と状況証拠がある、と認定し、地裁判決を破棄した。事件移送命令を発した最高裁は、控訴裁は略式判決を評価するに当たって二つの判断を誤った：(1)控訴裁が依存した直接証拠は原告の主張した略奪的価格と関連がないし、(2)控訴裁は略奪的価格付けを行うもっともらしい動機がないことを検討していない。共謀の合理的動機がなければ、上告人の価格づけ慣行も日本市場における行動も、米国市場での価格と配給についての合意も、連邦民事訴訟法のもとでの裁判上の「真正の問題」になるためには不十分である。最高裁は、控訴裁の略式判決を評価するに当たっての基準が適切でなかったと判決したわけである。5対4の極どい判決であった。

後者では、電卓の認定ディーラー（原告）の安売りについて他の認定ディーラーから苦情をうけたシャープが契約を終結したのは、シャープと苦情ディーラーとの間の安売り店を切るという共謀によるものであり、シャーマン法1条の当然違法であるという主張がなされた。地裁は陪審に対し、シャープと苦情ディーラー間に原告のディーラー権の終結についての合意または了解があればシャーマン法の当然違法になると説示した。陪審は同合意または同了解があったと評決し、地裁は3倍損害賠償を命じた。控訴裁は、ディーラーを切るというメーカーと苦情ディーラー間の縦の合意を当然違法とするためには、苦情デ

31) Matsushita Elec. Industrial Co. v. Zenith Radio, 475 U. S., 574 (1986)

32) Business Electronics v. Sharp Electronics, 485 U.S. 717 (1988)

ディーラーが一定のレベルの価格設定に明示的または黙示的に合意していなければならないとして、地裁判決を破棄し新しい裁判への差し戻しを命じた。最高裁は、価格または価格レベルについて一定の合意がなければ、安値を理由とするディーラー権の終結という縦の規制はシャーマン法の当然違法にならないと判決した。水平規制の当然違法と縦の規制の当然違法の範囲は同等であるという考え方は *Continental T. V. Inc. v. GTE Sylvania Inc.* 事件で否定された、と付言した。一人の裁判官は審理に参加しておらず、6対2の判決であった。

6. 集団訴訟

被告にとっては、集団訴訟 (class action) のリスクも大きい。前述のフードビタミン事件では刑事事件後、多数の訴訟が全米で提起され、原告の主張する違法行為が共通であり、原告の集団の確定が容易であったため、多地区集団訴訟 (Multi-District class action) として統合処理された。刑事被告の日欧の企業が有罪答弁し罰金に合意したのが1999年の9月7日と9日、民事損害賠償訴訟の和解になったのが同年の11月3日というスピード決着であった。集団の確定・決定によっては何百万人という原告の集団訴訟を防禦しなくてはならなくなることもある。